

特記仕様書

第1条 適用

受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書、高山市上水道課共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき施工するものとする。
この設計書の設計積算基準は、令和7年度水道施設整備費に係る歩掛表等を適用している。

第2条 工事着手前協議について

受注者は、工事開始日以降1～2週間以内に設計書内容等について、監督員と工事着手前協議を行わなければならない。
協議に当たっては、「施工打ち合わせ記録簿」（第12-1号様式）に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。
監督員は「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄を記入し、受注者にその回答を通知すること。

第3条 地下埋設物の確認について

地下埋設物の近接工事における事故防止は、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（令和2年10月 中部地方整備局）に基づき対応すること。

第4条 1日未満で完了する作業の積算について

「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。

第5条 ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事とする。
実施に当たっては、岐阜県要領「ワンデーレスポンス実施要領」を準用し、これに基づき実施すること。

第6条 電子メールを活用した情報共有について

本工事の施工中における受発注者間の情報共有は岐阜県要領「電子メールを活用した情報共有における運用指針」を準用し、これにより実施すること。
ただし、これにより難い場合は、工事着手前協議時に監督員と協議のうえ決定すること。

第7条 電子納品の実施について

受注者は、電子成果品を「岐阜県建設工事共通仕様書」、「工事完成図書の電子納品要領」、「岐阜県電子納品運用ガイドライン」等に準拠し作成し、電子媒体で納品することができる。

第8条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事とすることができる。
運用は、岐阜県要領、写真管理基準「2-8デジタル工事写真の黒板情報電子化について」を準用し、これに基づき実施すること。

第9条 下請契約及び使用資材について

受注者は、下請負人を選定するときは、「高山市公契約条例」（平成30年4月1日施行 以下「公契約条例」という。）に基づき、市内に事務所又は事業所を有する者を活用するよう努めなければならない。
また、調達する工事材料は高山市産とするよう努めなければならない。

第10条 下請負人との契約について

受注者は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年法律第120号）、「公契約条例」及びその他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、下請負人との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

第11条 創意工夫・社会性等の実施報告について

受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫に関する項目について、具体的な内容と実施方法をあらかじめ施工計画書に記述するとともに、実施した創意工夫・社会性等に関する項目の実施状況を工事完了時までに「創意工夫に関する実施報告書」または「社会性（地域への貢献等）に関する実施報告書」に記載し、監督員に提出することができる。

第12条 産業廃棄物の適正処理について

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、「岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱」及び「高山市建設工事における建設副産物管理の運用について」に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認し、関係書類を監督員に提示しなければならない。

第13条 不当介入における通報義務について

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。
なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることができる。

2 履行期間の延長について

受注者は、暴力団又は暴力団員による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

特記仕様書

- 第14条 工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）について
受注者は「高山市工事請負契約における設計変更ガイドライン（平成27年10月）に基づき照査を実施すること。
- 第15条 工事書類の作成について
工事施工に伴い、受注者が作成、提出、保存等する書類とその取扱いについては岐阜県要領「工事書類作成提出要領」を準用し、これに基づき実施すること。
- 第16条 一般的制限値を超える車両の運行について
岐阜県建設工事共通仕様書 1-1-36交通安全管理第13項における道路法47条の2に基づく通行許可の確認において、受注者は関係資料を整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。
特殊車両通行の確認は、「公共工事における大型車の通行適正化に向けた取り組みについて（通知）」（平成29年12月25日付け技第622号/岐阜県通知）によるものとする。
- 第17条 法定外の労災保険の付保
受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。
- 第18条 行政情報流出防止対策の強化
1 受注者は、本工事の履行に関する全ての行政情報（個人情報を含む）について適切な流出防止対策をとるものとする。
2 受注者は、本工事で行政情報を取り扱う場合には、行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。
（関係法令等の遵守）
行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。
（行政情報の目的外使用の禁止）
受注者は、発注者の許可無く本工事の履行に関して取り扱う行政情報を本工事の目的以外に使用してはならない。
（社員等に対する指導）
受注者は、受注者の社員等に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
（契約終了時等における行政情報の返却）
受注者は、本工事の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本工事の実施完了後または本工事の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。
（行政情報の管理体制の確保）
受注者は、行政情報を適正に管理する体制を確保しなければならない。
（行政情報の電子的な取り扱い）
受注者は、本工事の実施に際し、行政情報の電子的な取り扱いをしてはならない。
（事故の発生時の措置）
1）受注者は、本工事の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
2）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。
- 第19条 まんなかホリデーの取組について
1 受注者は「建設現場の週休2日」の普及および浸透に向けて、週休2日制工事の適否に関わらず、土曜日の休工に努める「まんなかホリデー（中部地区統一の一斉休工）」に取組むものとする。
なお、本取組は強制的な休工や工程の調整を求めるものではない。
2 休工とは、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。
（巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く）
3 受注者は、国土交通省中部地方整備局が実施するWEBアンケート「まんなかホリデー取組状況アンケート調査」に、毎月の第2土曜日の取組状況を回答するものとする。
https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/holiday_anketo/input_view/index.html
- 第20条 以下の特記仕様は、条件明示により指定されたものを適用する。
1. 完全週休2日制(土日)工事の実施
本工事は、完全週休2日を原則とした完全週休2日制(土日)工事(現場閉所)です。
詳細は「高山市発注の建設工事に係る完全週休2日制(土日)工事実施要領」を参照してください。
2. フレックス工期
1 本工事はフレックス工期による契約方式の試行工事であり、受注者は契約日から工事開始期限日までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。この場合、契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人を配置することを要しないものとする。
2 受注者は、フレックス工期を活用する場合は次のとおり実施するものとする。
(1) 落札決定の通知後、契約締結日までの間で速やかに工事開始日を通知するものとする。
(2) 積算にあたっては、契約日を起算日とした工期日数分を工事期間としており、受注者が施工時期を選択することにより生じる経費については、受注者の負担とする。
(3) 契約日から工事開始日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等の行為をしてはならない。
(4) 受注時の「工事実績コリンズ登録」は、工事開始日後に監督員の確認を受け、工事開始日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録機関に登録申請しなければならない。
なお、登録する技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとし、フレックス期間は含まないものとする。
(5) 「現場代理人・技術届」は経歴書を添付して工事開始後、速やかに提出しなければならない。
(6) 契約締結後に工事開始日を変更する必要がある場合には、速やかに発注者及び受注者で協議のうえ、工事開始日通知書の変更を提出し、変更契約を締結すること。
(7) 低入札価格調査等により、入札執行通知又は入札公告に記載の工事開始期限日以降に契約締結となった場合には、契約締結日を工事の始期とし、工事の終期は工事開始期限日から工期日数を確保した日とする。

特記仕様書（条件明示）

下記項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合 及び明示されていない制約が生じたときは、甲（市）と協議し適切な処置を講ずるものとする。

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等	チェック欄	
				保長	担当
工程関係	関連工事	関連する他の工事の工期（施工時期）			
		関連する他の工事の内容			
	○ 施工の制限	施工内容			
		施工時期			
		施工時間			
		施工方法			
		工事の抑制期間（交通規制）			
	協議未了事項	未了協議の内容			
		制約を受ける内容			
		協議成立の見込み時期			
	協議条件	協議で付された特定条件の項目			
		協議で付された特定条件の影響範囲			
	余裕工期設定工事	工事の着手時期			
	事前調査	地下埋設物・埋蔵文化財等の事前調査			
		項目			
		調査期間			
		埋設物等の移設予定時期（見込み時期）			
	休日日数	休日日数			
		作業不可能見込み日数			
用地関係	工事用地の未買収（未処理）	場所			
		範囲			
		処理の見込み時期			
		未買収地への立入り可否			
	○ 工事用地の復旧	○ 工事用地等の使用後の復旧内容	後片付け清掃		
	○ 工事用地の借地	○ 工事用仮設道路及び資機材置場の借地	任意		
		場所			
		範囲			
		期間			
		○ 使用条件	地権者との協議により決定すること		
		復旧方法			
		○ 工事に必要な土地の借地料	受注者において負担すること		
	仮設ヤード	施工者に使用させる仮設ヤード			
		場所			
		範囲			
		期間			
		使用条件			
		復旧方法			
公害関係（環境対策）	○ 工事に伴う公害防止対策	○ 公害防止（騒音、振動、粉塵排出ガス等）のための指定事項	稼動時間以外は重機等のエンジンを切ること		
		施工方法			
		○ 建設機械・設備	低騒音型・排出ガス対策型建設機械を使用すること		
		作業時間等の指定			
	水替・流入防止施設	防止施設の内容			
		設置期間			
	濁水、湧水処理対策	処理施設の内容			
		処理条件の内容			
	事業損失	事前・事後調査の区分			
		調査時期			
		調査方法			
		調査範囲			
	六価クロム溶出試験	調査項目			
		対象工種・工法			
		試験実施段階・検体数			

施工条件

明示項目		明示事項		制約条件等		チェック欄	
						係長	担当
安全対策関係	○ 交通安全施設等	○ 指定の内容	通行止め箇所の立ち入り措置及び明示				
		○ 指定の期間	工事期間中				
	近接施工	鉄道、ガス、電気、電話、 水道情報管路等との近接施工					
		施工方法					
		作業時間					
	○ 防護施設	○ 防護施設の内容	バリケード、夜間点滅灯、誘導看板				
	○ 交通誘導員等	○ 交通誘導員・保安要員の配置指定	下記のとおり				
		○ 場所	工事区間の起終点等				
		○ 期間	工事期間中				
		時間					
○ (配置) 人数		計：84人					
○ 交替要員の有無		無					
発破作業等の保全設備							
発破作業等の制限内容							
換気設備等	換気設備等の対策内容						
工事用道路関係	一般道路の使用	資機材搬入経路					
		資機材搬出経路					
		使用期間					
		時間帯					
		使用中・使用後の処置内容					
	仮設道路の設置	安全施設等の設置内容					
		安全施設等の設置期間					
		工事終了後の存置方法					
工事終了後の撤去方法							
維持補修の内容							
仮設備関係	仮設物の引き渡し・引継	仮設物の引き渡し・引継の内容					
		仮設物の引き渡し・引継の期間、時期					
		仮設物の引き渡し・引継の条件					
	仮設備の構造	仮設備の構造					
仮設備の施工方法							
仮設備の設計条件							
建設副産物関係	○ 建設発生土	○ 残土受入場所又は仮置場所	ひだ改良土センター				
		○ 位置	高山市国府町村山地区内				
		○ 処理量	設計仕様書のとおり				
		○ 運搬距離・経路	設計使用書のとおり				
		搬入時間制限					
		処理・保管条件					
	○ 現場内の再利用・減量化	○ 再利用・減量化の内容	発生土埋戻				
		○ 使用場所（現場内等）	現場内				
	○ 建設副産物及び 廃棄物の処理 (アスファルト塊) (コンクリート塊)	○ 処理方法	再資源化				
		○ 受入施設名	南城建設協同組合				
		○ 処理場所	飛騨市古川町下野 地内				
受入時間							
受入条件							
○ 運搬距離	設計仕様書のとおり						
	○ 運搬船の船種指定						
○ 揚泥方法の指定							
工事支障物件等	占有物件等の 工事支障物件の存在	占有物件の有無					
		工事支障物件					
		支障物件					
		管理者（所有者）					
		支障物件の位置					
		支障物件移設時期					
		支障物件工事方法					
	占有工事との重複	支障物件防護方法					
		重複する占有物件工事の内容					
重複する占有物件工事の期間							
一般施工	○ 埋戻工	○ 転圧の有無	有 埋戻に使用する発生土（流用土）は、監督員が認めた良質な物を使用すること。				

施工条件

明示項目		明示事項	制約条件等	チェック欄	
その他	工事用資機材の 保管及び仮置き	保管・設置場所		係長	担当
		保管期間			
		保管方法			
	現場発生品	品名			
		数量			
		引渡し場所			
		再使用の有無			
	支給材料及び貸借品	品名			
		数量			
		品質			
		規格寸法又は性能			
		引渡し場所			
		引渡期間			
	架設（仮設）工法の指定	施工方法			
		施工条件			
	工事用電力の指定	内容			
	新技術・新工法等の指定	新技術・新工法・特許工法の内容			
	部分使用	使用箇所			
		使用範囲			
		使用時期（期間）			
		使用目的			
	調査試験に対する協力	公共事業労務費調査			
		諸経費動向調査			
		施工合理化調査			
	立木伐採	対象範囲			
		処理方法			
	地元調整事項の 未処理方法	処理の見込み時期			
	設計内容の未検討項目	未検討内容			
		検討終了時期			
	技術検査	中間技術検査の回数			
		実施時期（段階）			
	○ その他	○ 重点監督について	「高山市建設工事における重点監督」の対象工事に該当した場合はこの取り扱いによる。		
		○ 関係者との協議について	町内会や沿線の関係者等と施工時期等について協議し、関係者に施工期間や交通規制、その他必要な情報について文書などを作成し、監督員の承諾後、連絡配布すること。		
		○ 交通規制の解除について	有事の際は規制を解除するなど適切な対策を講じること。		
		○ 起工測量について	起工測量結果を速やかに報告し、打ち合わせを行うこと。		
		○ 建設副産物の管理について	「高山市建設工事における建設副産物の運用について」により取り扱う。		
		○ 配水管割付について	図面に記載した管割付は参考とし、布設延長に変更ない限り設計変更の対象としない。		
		○ 段階確認について	資材検収、土工確認、水圧試験を行う。		
		○ 本工事について	受託工事のため申請者の建築に合わせて施工すること。 道路の自費工事施工業者と打合せを行い工事実施すること。		
		○ 埋戻砂の転圧について	埋戻砂は振動コンパクターを使用し締め固めること。		
		○ H P P E管布設について	E F 接合時における、所要時間データを提出すること。 布設に当たっては、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITE）が実施する講習会の修了者が施工すること。		
		○ 民地内配管について	民地内での資材の留置、掘削等により影響がある場合には土地所有者の承諾を得ること。		
		○ 地下埋設物（電話線、下水道管）対応について	左記 地下埋設物の横断箇所について損傷を与えることのないよう、事前に埋設物管理者と立会いのうえ注意して施工すること		
		○ 配水管試掘調査について	既設管接続箇所については、あらかじめ試掘調査を実施し監督員と協議すること。		
		○ 地下埋設物（専用水道、農業用水）の対応について	左記 地下埋設物について損傷を与えることのないよう、事前に試掘等により位置を確認し、注意して施工すること。		
		○ 通水前の水質検査について	通水前に残塩、色、濁りについて異常がないか確認すること。		
		○ 断水作業等について	断水や切替方法等について、事前に監督員と協議の上、断水計画等を作成し監督員の承諾を得ること。		
			断水について、地元関係者への事前周知を徹底するとともに、断水時間は極力短縮するよう努めること。		
			断水等の実施においては、監督員立会いのもと仕切弁等の操作に協力すること。		
		○ 舗装切断作業時に発生する排水の処理について	舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、任意の回収方法により回収するものとする。回収された排水については、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については発注者と協議した後、変更契約できるものとする。なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理表（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。		